

入札書別紙（県立総合病院） （燃料費調整等に関する資料の添付は不要です）

1 料金計算方法 （消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 各料金の計算方法 （消費税及び地方消費税を含むものとする。）

※入札金額の算定においては、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと

3 各料金単価 （消費税及び地方消費税を含むものとする。）

4 各料金区分

5 税方式

外税方式 内税方式 （どちらかにマルをすること）

入札書別紙(記載例) (燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法 (消費税及び地方消費税を含むものとする。)

毎月の電気料金＝基本料金＋予備電力基本料金＋自家発補給電力基本料金
 ＋電力量料金－蓄熱割引料金
 ＋電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

2 各料金の計算方法 (消費税及び地方消費税を含むものとする。)

基本料金＝基本料金単価×契約電力×(185%－力率)
 予備電力基本料金＝予備電力基本料金単価×(契約電力＋自家発最大使用電力)
 自家発補給電力基本料金＝自家発補給電力基本料金単価×最大使用電力×(185%－力率)
 電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整単価×使用電力量
 自家発補給電力電力量料金＝自家発補給電力電力量料金単価×使用電力量
 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
 ＝賦課金単価×使用電力量

※入札金額の算定においては、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと

3 各料金単価 (消費税及び地方消費税を含むものとする。)

基本料金単価 使用規模 1 ヶ月、1 kWあたり 2,500 円
予備電力基本料金 使用規模 1 ヶ月、1 kWあたり 15.0 円
電力量料金単価 重負荷時間 1 kWhあたり 15.00 円
 昼間時間 1 kWhあたり 15.00 円
 夜間時間 1 kWhあたり 15.00 円
自家発補給電力基本料金単価 1 kWあたり 1,500 円
 但し、全く電気の供給を受けない場合の単価は、上記の 30%とする。
自家発補給電力電力量料金単価 電力量料金単価に同じ
燃料費調整単価 中部電力株式会社が適用する燃料費調整単価とする。
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置に基づく賦課金
 経済産業省告示に基づき算定された値とする。

4 各料金区分

重負荷時間 平成 27 年 7 月 1 日から 9 月 30 日の午前 10 時から午後 5 時までとする。
 ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く。
昼間時間 午前 8 時から午後 10 時までとする。
 ただし、重負荷時間と重なる時間、日曜日、「国民の祝日に関する法律」
 に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、3 月 20 日、4 月 30 日、5 月 1 日、
 5 月 2 日、9 月 22 日、9 月 23 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除く。
夜間時間 重負荷時間及び昼間時間以外の時間とする。
蓄熱割引 蓄熱メーターによる蓄熱負荷設備の電力量(22 時～8 時)から算定。

5 税方式

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)